

●香川県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成23年3月18日から同年4月8日まで一般の縦覧に供する。

平成23年3月18日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 円座香南線（44号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
高松市西山崎町字川向上342番8地先 から 高松市岡本町字本村1079番5地先まで	40.9~80.5	434	平成13年香川県告示 第39号で変更した区 域の一部及び平成23 年香川県告示第85号 で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成23年3月23日